

教生学第 810 号
平成 26 年 2 月 25 日

各教育局長 様

学校教育局 高校教育課長
学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

高校生のアルバイト就労に関する指導について（通知）

このことについては、これまでも、適切な指導に努めていただいているところですが、近年、企業における長時間労働やパワーハラスメント等と同様の問題が、高校生のアルバイトにおいても生じる可能性が危惧されているほか、過日には、道内において高校生が就労中に重傷を負う事故が発生したところです。

つきましては、高校生がアルバイト就労を行う場合において、学業に支障なく安全で安心な就労環境が確保されるよう、貴管内の各高等学校及び中等教育学校に対し、次の点に留意した指導を徹底するよう、指導助言をお願いします。

記

- 1 生徒にアルバイト就労を認める場合には、その職種、期間、勤務時間、賃金、仕事内容等が、学業への影響の有無、労働基準法の遵守、安全の確保等の観点から適正かどうかについて、許可願いや届等により詳細に確認し、必要に応じて保護者や事業者と連携するなどして、適切な措置及び指導を行うこと。
- 2 アルバイト就労を認めた後においても、日常の観察や個人面談等により、生徒の様子を把握し、必要な指導を行うこと。
- 3 生徒及び保護者に対し、アルバイト就労に係る悩みや不安があれば申し出るように促し、アルバイトに起因すると思われる問題が認められる場合には、保護者や事業者と連携し、改善を図ること。

（普通教育指導グループ）
（生徒指導・学校安全グループ）